

横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス

指定管理者選定委員会

報告書

平成22年 9月

1 経緯

横浜市瀬谷中央公園こどもログハウスの指定管理者の選定にあたり、横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、事業者から提出された応募書類の審査や公開プレゼンテーションを含む面接審査を行ってまいりました。この度、選定委員会による審査が終了しましたので、ここに審査結果を報告します。

2 横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス指定管理者選定委員会 委員

委員長 名和田是彦（法政大学 教授）
委員 天利 正信（瀬谷区青少年指導員連絡協議会 副会長）
石井 輝男（瀬谷区PTA連絡協議会）
梅津佳代子（税理士）
渡部 裕子（瀬谷区こども会育成連絡協議会）

3 審査の経過

項目	年 月 日
●第1回横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス指定管理者選定委員会 (指定管理者の選定スケジュールの確定、公募要項等の検討)	平成22年5月31日(金)
現地見学会兼公募説明会(参加2団体)	平成22年6月18日(金)
公募要項等に関する質問受付(8件)	平成22年6月21日(月)～ 6月25日(金)
公募要項等に関する質問に対する回答	平成22年7月2日(金)
提案書類の受付(1団体)	平成22年7月29日(木)・30日(金)
●第2回横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス指定管理者選定委員会 (書類審査及び公開プレゼンテーション・質疑を含む面接審査)	平成22年8月20日(金)

4 審査にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス第2期指定管理者 公募要項」(以下、「公募要項」という。)においてあらかじめ定めた「審査の基準項目及び配点」に従って、応募団体から提出された応募書類を審査し、また、面接審査では、公開プレゼンテーションで応募団体からの提案説明を受け、委員による質疑を行い、採点し、指定候補者を選定しました。

点数については、各委員100点を持点とし、その平均点を評価点としました。

* 審査基準項目及び配点

項 目	審査の視点	配点
1 団体の状況（15点）		
(1) 団体の理念・基本方針等	・団体の理念が施設の設置目的に合致しているか ・指定管理者の役割を十分に理解しているか	5点
(2) 施設等の管理実績、子ども関連活動の実績	・公の施設を管理した実績はあるか ・子どもに関連する活動の実績はあるか	5点
(3) 団体の財務状況	・安定的な財務基盤を有しているか	5点
2 職員配置・育成（10点）		
(1) 管理運営体制	・管理業務を遂行するための体制が整っているか ・職員配置の考え方が示されているか	5点
(2) 職員研修・育成	・職員の資質向上のための研修等を計画しているか	5点
3 こどもログハウスの管理運営（35点）		
(1) 管理運営方針	・管理運営方針が施設の設置目的に合致しているか	5点
(2) 事故防止・緊急時対応	・事故防止の取組が具体的に提案されているか ・事故発生時の対応が具体的に提案されているか ・防犯・防火対策等が具体的に提案されているか	10点
(3) 地域ニーズ、利用者ニーズの把握と運営への反映	・利用者要望把握のための方法が示されているか ・地域ニーズ把握のための取組が提案されているか ・要望や苦情を運営に反映させる取組が提案されているか	10点
(4) 施設・設備の維持管理	・施設点検や修繕が具体的に提案されているか ・設備点検や修繕が具体的に提案されているか	5点
(5) 個人情報保護・情報公開への取り組み	・個人情報保護にどのような措置を講じているか ・情報公開についてどのような措置を講じているか	5点
4 事業の企画・実施（30点）		
(1) 利用者サービス向上に向けた取り組み	・利用者サービスが向上する自主事業に積極的に取り組んでいるか ・創意工夫にあふれた自主事業を提案しているか	10点
(2) 施設の利用促進に向けた取り組み	・集客性の高い自主事業を提案しているか ・創意工夫のある広報方法を提案しているか	10点
(3) 関係機関・地域と連携した取り組み	・関係機関と連携した事業を提案しているか ・地域と連携した事業を提案しているか	10点
5 収支計画及び指定管理料（10点）		
(1) 収支計画の適正性	・収支計画の基本的な考え方が示されているか ・事業提案と矛盾した収支計画となっていないか	5点
(2) 運営費の効率性	・目安となる提案上限額より削減された提案額となっているか ・必要な維持管理経費は確保されているか	5点
合計		100点

5 応募者の制限

応募団体について、応募書類により、公募要項に定める応募の資格を持ち、欠格事項に該当しないことを確認しました。

参考:横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス第2期指定管理者公募要項

5 公募及び選定に関する事項

(5) 応募条件等について

ア 応募資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体(以下「団体」という。)であること。個人での応募はできません。

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

(ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること。

(イ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること。

(ウ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること。

(エ) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること。

(オ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること。

(カ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制下にある団体であること。

※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿(様式5)」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

(キ) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること(仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと。)

6 応募団体

1 団体

特定非営利活動法人区民施設協会・せや

7 審査結果

選定委員会において、厳正な書類審査、面接審査を行った結果、得点は次のようになりました。

得点

項目 (配点)	得点
1 団体の状況 (15 点)	13.2
2 職員配置・育成 (10 点)	7.6
3 こどもログハウスの管理運営 (35 点)	24.6
4 事業の企画・実施 (30 点)	19.6
5 収支計画及び指定管理料 (10 点)	6.0
合計点数 (100 点満点)	71

8 選定理由・講評

書類審査及び面接審査を行い、審査基準項目に沿って総合的に評価を行いました。審査基準項目の総合計点数により、特定非営利活動法人区民施設協会・せやを指定候補者として選定しました。

少ないスタッフ人数にもかかわらずボランティアを活用した新たな自主事業の実施を提案するなど、意欲と工夫が評価できました。また、ログハウスの区民利用施設としての重要な位置づけを十分に理解し、利用料金制が敷かれていない等財政的には厳しい条件ながらも、使命感を持って応募した点も評価できました。

しかし、新たな自主事業の取り組みなどは評価できるものの、少ないスタッフで事業を増やすと、子どもの安全・危機管理などが心配だという指摘もありました。

また、委員からは、応募団体が1団体のみであったため、比較評価ができず残念だったとの意見もありました。

なお、本法人は、本施設の現指定管理者と実体を同じくする団体であり、母体である瀬谷区区民利用施設協会の安定した施設の運営実績を考慮し、評価しました。

特定非営利活動法人区民施設協会・せやにあっては、応募団体が1団体のみで指定候補者に選定されたという事実を認識し、高い理念と目標を掲げ、さらなる施設の発展を目指した管理運営を期待します。